

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画
策定方針

令和2年7月

多摩市

第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 策定方針

1 計画の目的

平成26年1月に施行した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第9条に基づき、市の男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。

2 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで（10年間）

※社会情勢の変化や市民意識の変化等に対応するため、計画の中間年である令和8（2026）年度に見直しを行うことを予定とする。

3 現状と課題

令和元年12月に世界経済フォーラムが公表した世界各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2020」において、日本の順位は153か国中121位（昨年110位）で、平成18（2006）年から公表されて以降、過去最低となった。4つの分野（政治・経済・教育・健康）別では、政治分野は144位（昨年125位）と世界最低水準であり、所得格差や管理職比率などの経済分野では115位（昨年117位）と、この2分野が全体順位を下げている要因となっている。

令和2年1月に市が実施した「令和元年度男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査」においても、特に「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」で回答者の8割以上が「男性が優遇されている」と回答し、TAMA女性センターの認知度については約7割が「知らない」という結果となった。

また、現在の「多摩市女と男がともに生きる行動計画（中間見直し版）」（平成28年度～令和2年度）における平成30年度の課題ごとの推進レベル平均値は7.5（満点は10.0、前年度は6.5）であり、例えば市民向けの啓発講座や市職員を対象にした研修の実施回数といった活動指標（アウトプット）は目標値を達成しているが、「女性、男性が一人もいない市の委員会、審議会の数」や「TAMA女性センターが実施する各種講座の参加率」、「TAMA女性センターの認知度」といった成果指標（アウトカム）の推進レベルは4段階（10・7・4・1）の評価の中で最低となっている。

多摩市男女平等参画推進審議会による外部評価でも、①各種委員会等における女性委員比率、②「女性を取り巻く悩みなんでも相談」事業の利用率及び利用件数、③TAMA女性センターの認知度の3点が現在の多摩市の男女平等参画推進における重点課題であるとの認識が示されているほか、当審議会からは平成29年度に「性的指向・性自認による差別・偏見の解消に向けて」、平成30年度に「災害時におけるTAMA女性センターの役割に関する提言」が提出され、同性パートナーシップ制度の導入や災害時には「女性の視点」を活かすことなどが求められた。

上記の課題以外にも、配偶者等からの暴力（DV）の防止やワーク・ライフ・バランスの推進、女性の職業生活における活躍の推進など、市の男女平等参画社会の実現に向けて対応すべき課題が残っている。

こうした中、今年に入り新型コロナウイルスの世界的感染拡大に伴う外出自粛や休業要請などが市民生活に大きな影響を及ぼした。これは、収入や雇用の問題だけでなく、テレワークの推奨など男女にかかわらず働き方の見直しや家事・育児・介護などの生活スタイルの変更、また、この状況がいつまで続くのか見通しがもてない現状から不安やストレスが生まれ、DVの増加や深刻化が懸念されている。

他にも、激甚化する災害、超高齢化社会の到来及び労働力人口の減少、相対的貧困率の上昇、ライフスタイルの多様化、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用した人権侵害など様々な社会問題が取りざたされており、次期行動計画策定にあたってはこれらの課題を解決するための実効的な施策について検討する必要がある。

4 計画が目指すもの

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第1条（目的）に規定する、すべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現すること。

5 計画が持つ理念

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に掲げる次の6つの基本理念に基づき策定する。

※別紙1「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（R3～R12）策定方針概要図」のとおり

- ①個人としての尊重と社会的責任の分かち合い
- ②固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消
- ③政策又は方針の立案及び決定に参画する機会の確保
- ④家庭生活と仕事及び地域活動の両立（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- ⑤性別、性的指向及び性自認による差別、暴力の禁止
- ⑥特に困難な状況にある人への配慮

6 計画の位置付け

本計画は、次のような法令、計画等に位置づけられるものとして策定する。

※別紙1「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（R3～R12）策定方針概要図」、別紙2「計画の位置付け」のとおり

- ①「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第9条に基づく計画
- ②市の将来都市像や目指すまちの姿の実現に向けた基本姿勢を示す「多摩市基本構想」及びその実現のための「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、その他の関連する分野別の計画との整合

- ③「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」を位置づけて策定
- ④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を位置づけて策定
- ⑤**新規**「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成28年4月）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を位置づけて策定
- ⑥国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成28年度から令和2年度まで）、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」（平成29年3月）等の趣旨を踏まえて策定
- ⑦SDGsの基本目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に対応

7 策定における主な視点

本計画は、上記6「計画の位置付け」を念頭に置き、主に次の2つの視点をもって策定作業を進める。

※別紙1「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（R3～R12）策定方針概要図」のとおり

①現行計画における目標未達成課題の整理及び施策の見直し

「女性、男性が一人もいない市の委員会、審議会の数」や「TAMA女性センターが実施する各種講座の参加率」、「TAMA女性センターの認知度」など現行計画における目標未達成課題について、多摩市男女平等参画推進審議会からの意見や市民ワークショップなどによる市民意見等を踏まえ、次期行動計画に求められる男女平等参画推進に向けた課題を整理するとともに、施策の見直しを進める。

また、施策評価によるPDCAサイクルを念頭に置き、引き続き、評価指標を盛り込んだ効果の検証が可能な計画とする。

②社会情勢等の変化に合わせた課題の追加・再整理等

現計画策定後における国・都・市及び社会情勢等に係る次のような変化に対応しつつ、男女平等参画社会の実現に向けた各施策を推進していく。

- ・【国】女性活躍推進法の施行（H28.4）
- ・【国】政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行（H30.5）など
- ・【都】東京都男女平等参画推進総合計画の策定（H29.3）
- ・【都】東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定（R1.12）
- ・【市】SOGI（性的指向・性自認）に関する取組みの推進（第3期基本計画C3-2）
- ・【市】SDGsの基本目標5「ジェンダー平等を実現しよう」への対応
- ・【市】世界男女平等ランキング第1位のアイスランド共和国のホストタウン登録・交流
- ・【市】「多摩市民意識及び実態調査」及び「多摩市職員意識及び実態調査」の結果
- ・【社会】激甚化する災害
- ・【社会】新型コロナウイルスの影響による「新しい日常」への対応

- ・【社会】超高齢化社会の到来及び労働力人口の減少
- ・【社会】相対的貧困率の上昇
- ・【社会】ライフスタイルの多様化
- ・【社会】ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用した人権侵害

8 策定体制

本計画は、令和元年度に実施した「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」及び「多摩市職員意識及び実態調査」を基礎資料とし、また、市長の附属機関である「多摩市男女平等参画推進審議会」からの意見やパブリックコメント等での市民からの意見を踏まえ、全庁的な策定体制により施策を検討し策定する。

※別紙1「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（R3～R12）策定方針概要図」、別紙3「策定体制」のとおり

(1) 庁内検討体制

①多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議

「多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱」第2条に基づき、計画を策定するための必要な事項を審議する。くらしと文化部に関する事務を所掌する副市長、部長級職員をもって組織するが、全庁体制で検討を進めるため、設置要綱第5条に基づき、くらしと文化部に関する事務を所掌しない副市長及び健幸まちづくり政策監も必要に応じて出席を依頼する。

②DV庁内関係所管会議

「多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会設置要綱」第8条に基づき、DV被害者保護と情報共有に関する今後の取組みについて検討する。

③多摩市女性活躍推進委員会

多摩市女性活躍推進委員会と連携し、「多摩市女性活躍推進支援特定事業主行動計画」との整合を図る。

④関係各課への対象事業調査・ヒアリング

素案作成の段階において、具体的な取組み事業を検討するため、関係各課への対象事業調査や個別のヒアリングを実施する。

⑤市職員意識及び実態調査

計画策定に向けた基礎資料として調査結果を活用する。

(2) 審議会

①多摩市男女平等参画推進審議会

多摩市女と男の平等参画を推進する条例第9条4項に基づき、諮問し、意見をいただく。

(3) 市民参画

①市民意識及び実態調査

計画策定に向けた基礎資料として調査結果を活用する。

②市民ワークショップ

計画の基本目標を検討するにあたり、多様な市民の意見を直接伺うため、市民ワークショップを開催する。市民と市、市民同士の自由な議論により市の現状把握、問題点や課題、市民意見の方向性を見出す。

③TAMA女性センター市民運営委員会、登録団体との意見交換

素案作成の段階で、市の男女平等参画推進の取組みに関心の高いTAMA女性センター市民運営委員や登録団体の代表者に市の現状把握、問題点や課題等について意見を伺う。

④パブリックコメント

素案の段階で、たま広報、公式ホームページ等で計画の趣旨・内容等を公表し、市民からの意見を募集する。市民から寄せられた意見を考慮して原案を作成するとともに、意見に対する市の考え方を公表する。

9 策定スケジュール

本策定方針決定後、市民ワークショップを実施し、そこで出された意見等を踏まえて、主に「多摩市男女平等参画推進審議会」と「多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議」において「基本目標」、「骨子案」、「素案」を検討・作成し、パブリックコメントを経て、令和2年度中に本計画を策定する。

※別紙4「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画策定スケジュール」のとおり